

# 平成21年度において実施された出頭要求等について

○ 平成20年4月より、児童の安全確認・安全確保の強化の観点から、解錠等を可能とする新たな立入制度等が創設された。平成21度において実施された新制度の実施状況は以下のとおり。



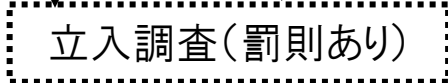
は平成20年4月から施行の新たな制度

○出頭要求 21ケース  
(対象児童数延べ25人)

※出頭要求の結果

- ① 出頭要求に応じた
  - ・ 在宅支援 : 3ケース
  - ・ 一時保護 : 2ケース
- ② 出頭要求に応じない
  - ・ 家庭訪問等後、在宅支援 : 5ケース
  - ・ 家庭訪問等後、一時保護 : 3ケース
  - ・ 立入調査後、在宅支援 : 2ケース
  - ・ 立入調査後、一時保護 : 4ケース
  - ・ 立入調査拒否後、再出頭要求へ : 2ケース

警察の援助



○再出頭要求 2ケース  
(対象児童数延べ2人)

※再出頭要求の結果

- 再出頭要求に応じない
  - ・ 家庭訪問等後、在宅支援 : 1ケース
  - ・ 臨検・捜索実施へ : 1ケース

裁判官 (許可状請求) ←  
→ (許可状発付)

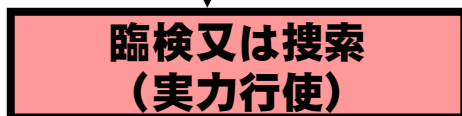


○臨検・捜索 1ケース  
(対象児童数延べ1人)

※臨検・捜索の結果

- ・ 在宅支援 : 1ケース

警察の援助



注: 数値は、平成21年4月1日～平成22年3月31日までの間に、都道府県、指定都市、児童相談所設置市で実施した件数

# 平成21年度において実施された出頭要求等の事例

## 出頭要求

### 【事例1】

#### 背景

- ・外国人家庭について、虐待の疑いがあるとの通告。
- ・児童相談所が家庭訪問や電話連絡を行うが児童の安全確認ができない状況のため出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・日本語で説明ができないため、児童相談所の訪問等を避けていたとのこと。
- ・虐待がないことを確認する。また、保育所の利用希望に対応する。

### 【事例2】

#### 背景

- ・近隣住民から、児童の姿を屋外で見ないとの通告。
- ・家庭訪問の際に児童の発達の遅れを確認。後日、保健師と訪問することを約束するが、その後保護者との接触が不能となったため出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じる。
- ・児童の発育に遅れが見られることから、保護者の同意を得て一時保護。

### 【事例3】

#### 背景

- ・近隣住民から、保護者の怒鳴り声、児童の泣き声、大きな音を心配しての通告があり、市が家庭訪問をするも玄関を開けず児童の目視ができない状況。
- ・児童相談所も家庭訪問するが、玄関を開けず児童の安全確認ができないため、同日、出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・「出頭はしないが、家庭訪問には応じる」との連絡により訪問。
- ・児童の安全を確認し、児童福祉司指導とする。

### 【事例4】

#### 背景

- ・児童の友人の保護者より不登校とネグレクトの疑いの通告。
- ・学校への確認で、保護者と連絡が取れず児童の安全が確認できていないことから、出頭要求。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭要求に応じないため、祖母の同行の協力を得て家庭訪問を実施し、一時保護。

### 【事例5】

#### 背景

- ・母親が飛び込み出産したことや母親に精神的に不安定な様子が見受けられたことなどから、児童の確認と健診のため区役所と保健所が家庭訪問し支援を開始するが、その後、母子との連絡が取れなくなる。
- ・児童相談所も関係機関と連携して家庭訪問するが応答がない状況。

#### 出頭要求後の状況

- ・出頭指定日に精神的に不安定で出頭できない旨の連絡。その後、家庭訪問するも応答がないため、立入調査を実施。
- ・児童及びそのきょうだいに発育の遅れなどが見られたことから一時保護後、保護者の同意を得て施設入所措置とする。

## 再出頭要求

### 【事例6】

#### 背景

- ・不登校などにより、保護者に、生活全般の改善、小学校への登校、家庭訪問や電話連絡に応ずることを約束させて在宅支援としていたケース。
- ・約束事項が守られず、家庭訪問をしても家に鍵がかけられ会えない状況。ネグレクトの疑いがあることから、出頭要求、立入調査を試みるが応じないため、再出頭要求。

#### 再出頭要求後の状況

- ・再出頭要求に応じないが、叔母との連絡で児童の安全を確認。
- ・同日、保護者及び児童が来所面接に応じたことから、学校への登校を約束させ在宅支援とする。

## 臨検・搜索

### 【事例7】

#### 背景

- ・不登校の状況が続いており、学校や教育委員会の就学督促に応じないことから通告に至ったケース。
- ・家庭訪問を試みるが、在宅の気配はあるものの一切応答はなく、保護者との接触ができない状況。
- ・子どもの安全確認のため、出頭要求、立入調査、再出頭要求を行うが応じないため家庭裁判所に臨検・搜索許可状の請求を行う。

#### 臨検・搜索後の状況

- ・許可状交付後、同居する子どもの叔母を説得して解錠し、警察等の援助のもと臨検・搜索を実施。
- ・身体的虐待やネグレクトは認められず、保護者が学校に行かせないことについて来所面接に応じたことから、児童福祉司指導とする。